

令和6年度自治会等連携支援モデル事業業務委託  
業務仕様書

1 業務名

令和6年度自治会等連携支援モデル事業業務委託

2 目的

自治会等と多様な地域団体が連携協働することで、多岐にわたる地域課題の解決に向け取り組む地域自治協議会（まちづくり協議会、市民自治協議会 等）の設立を促すことで、住民主体の地域活動を促進し、地域活性化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託上限金額

1,388,200円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務概要

地域自治協議会等の設立準備会立ち上げ支援

6 業務内容

- (1) 地域自治協議会の設立を検討する地域（自治連合会等）（以下、「支援先団体」という。）に対し、地域自治協議会等の設立準備会の立ち上げまでの取組を支援すること。
- (2) 支援先団体の主体性に配慮しつつ、設立準備会の立ち上げを後押しするための、効果的なアドバイスや情報提供等の支援の実施時期、内容、手法等について提案すること。
- (3) 支援先団体は、最大2団体とする。
- (4) 支援先団体の募集・選定は、県が行うものとする。
- (5) 県は、支援先団体の募集・選定にあたっては、受託者に意見を徴収するものとする。
- (6) 支援先団体の、募集に対し、応募がない場合は、本業務は実施しないものとし、本業務に係る委託料を、減額するものとする。この場合、受託者に損害を及ぼしたときは、県は、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (7) 支援の内容は、以下に例示するものとする。

検討会の開催、住民意識の醸成（ワークショップ、説明会、広報 等）、地域課題の把握（住民アンケート、関係団体からの意見聴取、行政情報の収集 等）、地域カルテの作成（収集情報の分析、住民への周知、合意醸成 等）及び設立準備会の立ち上げ（準備会規約、構成員名簿、組織図の作成 等）に関する支援先団体及び関係市町村に対するアドバイスや情報提供等の支援
- (8) 地域自治協議会の設立準備会立ち上げに向けた主な会議やイベント（検討会、ワークショップ、説明会 等）に立ち会い、必要に応じて支援先団体及び関係市町村にアドバイスや情報提供等の支援を行うこと。

- (9) (7)及び(8)について、現地に赴く回数は、団体毎に5回以上(支援先団体が1団体の場合は、10回以上)行うこと(支援先団体側の事情により、規定した回数を下回る場合は、この限りでない。)
- (10) (7)及び(8)について、別途、必要に応じて、オンラインでの面談を団体毎に3回以上(支援先団体が1団体の場合は、6回以上)行うこと(支援先団体側の事情により、規定した回数を下回る場合は、この限りでない。)
- (11) 委託期間中において、支援先団体、関係市町村及び県より、電話又は電子メール等で受託業務に関して情報提供の依頼や相談があった場合は、適切に対応を行うこと。
- (12) 支援の実施方法及び実施時期は、支援先団体及び県と協議の上、決定すること。
- (13) その他、上記(1)～(12)に係る内容をより効果的に行うために県が必要と認める業務

## 7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

## 8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 10 成果品の取扱い

- (1) 本業務において得られた成果についての権利は、県と受託者の両者に帰属するものとする。但し、県又は受託者のおののみに既に帰属する権利はこの限りではない。
- (2) 受託者は本業務の成果品について、県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権(著作権法第17条に規定するものをいう)を行使しないものとする。
- (3) 成果品は第三者が権利を有する著作権(著作権法第17条第1項に規定するものをいう。)その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証すること。
- (4) (3)に関しての第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

## 11 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、「業務完了報告書」を作成し、県の検査を受けること。なお、実績報告書には、次の書面を添付すること。
  - ア 実施体制、スケジュール
  - イ 実施状況
  - ウ 支援を行った団体に関する課題の分析・所感
  - エ 実施効果・評価
  - オ その他、知事が必要と認める内容
- (2) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、奈良県個人情報保護条例その他関係法令・条例を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (5) 別紙1「個人情報取扱特記事項」、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」及び別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

以上

(別紙1) 個人情報取扱特記事項

( 基本的事項 )

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

( 秘密の保持 )

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

( 収集の制限 )

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

( 目的外利用・提供の禁止 )

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

( 漏えい、滅失及びき損の防止 )

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

( 従事者の監督 )

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

( 複写又は複製の禁止 )

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

( 再委託の禁止 )

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

( 資料等の返還等 )

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

( 取扱状況についての指示等 )

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。( 事故発生時における報告 ) 第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

( 損害賠償等 )

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2) 公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(別紙3) 情報セキュリティに係る特記事項

委託業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシー(「奈良県情報セキュリティ基本方針」及び「奈良県情報セキュリティ対策基準」)を遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態で保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出さないこと

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(サービスの設定)

第9 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること